

## アスファルト混合物事前審査要領

平成	9年	4月	
平成	17年	4月	(改定)
平成	20年	2月	(改定)
平成	21年	2月	(改定)
平成	22年	11月	(改定)

## 目 次

	頁
第1条 目 的	1
第2条 適用範囲	1
第3条 用語の定義	1
第4条 試験機関の指定	1
第5条 事前審査対象混合物	2
第6条 事前審査項目	2
第7条 認定の流れ	2
第8条 手続き	2
第9条 立会審査	2
第10条 確認試験	3
第11条 審査および合否判定	3
第12条 認定証の発行	3
第13条 不合格の場合の再審査	4
第14条 認定証の有効期間	4
第15条 自主管理と品質保証	4
第16条 立入調査	4
第17条 不誠実な行為の禁止	4
第18条 認定の停止と停止解除	5
第19条 認定の取消	5
第20条 確認試験方法	5
第21条 事前審査費用	6

(目的)

第1条 本要領は、「アスファルト混合物事前審査制度要領」(以下、「制度要領」という。)に基づき設置された「アスファルト混合物事前審査委員会」(以下、「委員会」という。)が実施する審査に関する要領について定めたものである。

(適用範囲)

第2条 本要領は、認定混合所及び認定混合物並びに事前審査による認定を得ようとする混合所や混合物に適用するものとする。

2. アスファルト混合物の認定のための事前審査の運用に関する細部については「アスファルト混合物事前審査要領細則」(以下、「細則」という)及び「アスファルト混合所立入調査細則」(以下、「調査細則」という)によるものとする。
3. 前項の細則及び調査細則については、委員会の審議により変更することができる。

(用語の定義)

第3条 協議会

協議会とは、制度要領2.により設置されたアスファルト混合物事前審査協議会をいう。

2. 委員会

委員会とは、制度要領3.(1)により設置されたアスファルト混合物事前審査委員会をいう。

3. 立入調査部会

立入調査部会とは、制度要領3.(2)により委員会内に設置された部会をいう。

4. 審査事務局

審査事務局とは、制度要領4.により指定されたものをいう。

(試験機関の指定)

第4条 委員会は確認試験を実施する試験機関を指定(以下、「指定試験機関」という)するものとする。

2. 前項の試験機関は、次号いずれかの条件を満たす公的試験機関などとする。

一 国または地方自治体の附属機関あるいは認可した法人の試験機関および委員会の認めた試験機関であること。

二 アスファルト舗装に関する試験を行う設備が十分に整備されていること。

三 アスファルト舗装に関する試験を行う専門の技術者を擁していること。

四 その他、アスファルト舗装に関する試験を行う上で十分な実績を有していること。

(事前審査対象混合物)

第5条 事前審査の対象とする混合物は、原則として次の通りとする。

- 一 細則に定める混合物。
- 二 次の理由などにより委員会が認めた混合物。
  - イ 地域的に使用実績が多い混合物。
  - ロ 事前審査を利用している発注機関が事前審査の対象として希望する混合物。

(事前審査項目)

第6条 事前審査は、細則に定める混合物に使用する材料、混合物の配合設計、混合物の性能、混合所の設備及び自主管理などの項目とする。

(認定の流れ)

第7条 事前審査による認定の流れは次による。

- 一 審査の申請
- 二 審査用書類及び供試体等の提出
- 三 混合所での立会による審査（以下、「立会審査」という）
- 四 混合物の確認試験
- 五 審査及び合否判定
- 六 認定証の発行

(手続き)

第8条 事前審査の認定を求める混合物は、製造者が細則に定める混合物を、混合所毎にまとめ細則に定める申請方法により申請するものとする。

2. 前項の申請後及び認定の有効期間中に次号の事由が発生した場合は、新たに申請を行うものとする。
  - 一 細則に定める原材料に変更がある場合
  - 二 細則に定める混合所の新築・改築が行われる場合
  - 三 混合物の配合に変更がある場合
  - 四 新規混合物種の承認の必要がある場合
3. 1項及び2項の申請の受理後、審査事務局は、申請者に細則に定める審査用書類及び供試体等の依頼を送付するものとする。
4. 前項の依頼により申請者は、事前審査書類を作成し審査事務局に提出するものとする。

(立会審査)

第9条 申請された混合物（以下、「申請混合物」という）を製造する混合所で、細則に定

- める立会調査員が立会審査を実施するものとする。
2. 前項の立会審査は、細則に定める認定条件、設備、材料及び製造状況等の確認及び混合物の状況確認などの項目とする。
  3. 1項で立入調査部会長は、指摘事項がある場合は立会審査後すみやかに申請者に細則に定める実施勧告等の留意事項を通知するものとする。
  4. 立入調査部会長は、細則に定める立会審査結果を立会審査後速やかに委員会に報告するものとする。

(確認試験)

第10条 申請混合物により、第20条に定める確認試験を行うものとする。

(審査および合否判定)

第11条 委員会は、第6条に定める事前審査項目について、細則に定める判定基準により、申請混合物の配合等に関して審査し、合否判定を行い、審査事務局を通じて協議会の長に報告するものとする。

(認定証の発行)

第12条 協議会の長は、委員会の審査結果に基づいて、申請者に対して「アスファルト混合物事前審査認定証」(以下、「認定証」という)をすみやかに発行する。

2. 協議会の長は、認定混合物とその混合所のリストを、公表すると共に、関係機関へ通知するものとする。

(不合格の場合の再審査)

第13条 審査で不合格になった混合物を申請者が再度審査を希望する場合は、第8条2項により新たに申請するものとする。

2. 前項により申請した混合物が再度不合格となった場合は、その混合物の申請は認めないものとする。ただし、不合格に対する改善を実施するとともに、安定した混合物の出荷を委員会が認めた場合、申請を受け付けるものとする。

(認定の有効期間)

第14条 認定の有効期間は、認定証の発行日から1年間とする。

2. 第8条2項の申請による認定の場合前項の有効期限は、認定される混合物の混合所で既に認定混合物がある場合はその混合物の有効期限までとする。

(自主管理と品質保証)

第15条 認定混合物は、混合物の製造に関して自主管理を行い認定混合物の品質保証を行

うものとする。

自主管理の記録は、一定期間保管するものとし、自主管理状況の確認等で必要により提示するものとする。

#### (立入調査)

第16条 委員会は、認定混合物の自主管理状況を確認するため認定混合所への立入調査を次号により行うものとする。

一 立入調査は、指摘事項の対応、混合所の設備、認定混合物の製造及び自主管理等について、認定混合所に立入り、調査細則に定める調査及び評価を行う。

二 立入調査は、次の通り行う。

イ. 原則として認定混合所毎に認定証の有効期限内に1回以上（概ね半年位）行う。

ロ. 調査細則に定める条件を満たす混合所は、自主管理のもと立入調査を省略することができる。

ハ. 調査細則に定めがあるときはこれによる。

三 立入調査では、認定混合物により、第20条に定める確認試験を行う。

四 立入調査は、調査細則に定める立入調査員が行う。

五 立入調査部会長は立入調査対象となる調査細則に定める認定混合所等について委員会の承認を得るとともに、調査細則に定める立入調査実施計画書を作成し委員長に報告を行う。

六 立入調査部会長は、立入調査において確認試験の結果が調査細則で定める品質を確保できない、又は、明らかに規格を外れた認定混合物を製造している場合は、速やかに協議会の長に報告を行う。

七 立入調査部会長は、指摘事項がある場合は立入調査後すみやかに対象混合所に細則で定める実施勧告等の留意事項を通知する。

八 立入調査部会長は、立入調査後速やかに委員会に調査細則に定める報告を行う。

九 認定混合所の関係者は、立入調査に際して立入調査員の指示に従うとともに、立入調査に全面的に協力するものとする。

#### (不誠実な行為の禁止)

第17条 混合所は、事前審査申請内容、認定混合物、委員会、部会及び審査事務局に関して不正及び不誠実があってはならないものとする。

立会審査や立入調査では、注意喚起を行っても改善されない場合は、立入調査部会長の判断で審査や調査を中止できるものとする。

(認定の停止と停止解除)

第18条 認定混合所は、認定期間中に、規格を外れた混合物を出荷したことが判明したときは、すみやかに審査事務局を通じて協議会に報告するものとする。

2. 規格を外れた混合物や、認定を偽った混合物の出荷等の通報や連絡を受けた場合は必要に応じ協議会の長は立入調査部会長に確認を指示するものとする。
3. 協議会の長は規格を外れた混合物や認定を偽った出荷を確認した場合、若しくは、第16条1項六号の報告を受けた場合は、ただちに当該混合物の認定を停止し、申請者の認定証を差し替える若しくは回収するとともに、関係機関に通知するものとする。
4. 立入調査部会長は、原因や防止策等の調査を実施し、次回委員会に報告するものとする。
5. 委員会は、当該混合物の認定停止の解除の可否について審査するものとし、協議会の長は認定停止の解除の場合は前項の認定証を速やかに戻すとともに、関係機関に通知するものとする。

(認定の取消)

第19条 協議会は、認定混合所や認定混合物に関して、次号の場合は全て若しくは一部の認定混合物の認定を取り消すものとする。

- 一 立入調査時の総合評価が「原則認定取消」の場合
  - 二 立入調査により実施勧告の指摘を受け、直近の事前審査委員会までに処置報告書を提出しない場合
  - 三 委員会が、事前審査内容及び認定混合物に関する不正や委員会、部会及び審査事務局に対し不誠実な行為を確認した場合
  - 四 第16条1項六号により規格を外れた混合物や認定を偽った出荷を確認した場合
2. 協議会の長は、委員会の結果に基づいて、申請者から認定証を速やかに回収若しくは認定証を差しかえるとともに、関係機関へ通知するものとする。
  3. 認定を取り消された混合物を申請する場合は、申請者が取消理由に対する改善を実施し、改善報告を申請書に添付するものとする。

(確認試験方法)

第20条 立会審査及び立入調査時には、次号により確認試験を行うものとする。

- 一 立会審査時
  - イ 申請混合物の申請が初回の場合は、全申請混合物について細則に定める確認試験を行う。
  - ロ 認定混合物を更新するための申請（申請2回目以降）の場合は、申請混合物の中から細則に定める混合物のグループ毎に代表混合物を1種類選定し、細則

に定める確認試験を行うものとするが、細則に定めがあるときはこれによる。

## 二 立入調査時

立入調査当日製造する認定混合物の中から1種類以上選び細則に定める確認試験を行うものとするが、細則に定めがあるときはこれによる。

### 2. 前項の確認試験用の供試体の作製時期は、次号とする。

一 立会審査では、確認試験の供試体は対象混合物の内、原則1種類を立会審査で作製し、他の供試体は立会審査までに作製し用意するものとする。

二 立入調査では、確認試験の供試体は立入調査時に作製するものとする。

三 一号の立会審査で供試体を作製する対象の混合物の内、混合所で作製できない供試体は立会審査までに用意するものとする。

### 3. 2項の供試体は、細則に定める混合物の採取、個数及び作製方法により作製し、細則で定める梱包及び封印し、別途指示する指定試験機関に送付するものとする。

### 4. 指定試験機関は、細則に定める試験項目、試験個数及び試験方法により確認試験を実施するものとする。

### 5. 指定試験機関は、確認試験実施後細則に定める確認試験結果について審査事務局を通じてすみやかに委員会に提出するものとする。

### 6. 確認試験の結果に疑義が生じた場合には、立入調査部会長の判断により再試験を行うことができる。

## (事前審査費用)

第21条 事前審査の申請者は、制度要領11.により定められた審査費用を審査事務局に支払うものとする。

## (付 則)

要領は、平成 9年 4月 1日施行

平成17年 4月 1日改定

平成20年 2月13日改定

平成21年 2月25日改定

平成22年11月12日改定